

香雪美術館 役員等の報酬支給規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人香雪美術館定款の第14条及び第32条の規定に基づき、本財団の理事、監事及び評議員の報酬の支給基準について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤理事とは、定期的に週3日以上勤務する理事をいう。
- (3) 非常勤役員等とは、役員等のうち常勤理事以外の者をいう。
- (4) 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号に規定する報酬等であつて、その名称にかかわらず、費用とは明確に区分されるものをいう。

(報酬の支給)

第3条 役員等に対して、勤務形態に応じ、職務遂行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤理事において、報酬は本給及び特別手当とする。
- 3 前項に定める報酬のほか、常勤理事には通勤手当を支給することができる。

(常勤理事の報酬)

第4条 常勤理事の報酬額は、評議員会の決議によって定められた総額の範囲内において別表に掲げる金額の範囲内で理事会で決定するものとする。

(非常勤役員等の報酬)

第5条 非常勤役員等に対する報酬は、日額2万円とする。

(支払方法)

第6条 役員等の報酬は、その全額を振込又は現金で支払うものとする。ただし、法令に基づき役員等の報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員等に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

(支給日)

第7条 常勤理事の報酬は、月額を毎月25日に支給することを原則とする。

2 非常勤役員等の報酬は、月ごとに支払うものとする。

(日割計算)

第8条 月の途中で常勤理事に就任、退任、または死亡した場合、報酬は日割計算で支給する。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議により行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 この規程は、公益財団法人香雪美術館の設立の登記の日から施行する。

附 則 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成27年6月16日から施行する。

附 則 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、2019年6月12日から施行する。